



2025年10月6日

各位

会社名 ミガロホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 中西 聖
(コード番号：5535、東証プライム)
問合せ先 取締役 CFO 岩瀬 晃二
(TEL. 03-6302-3627)

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

2025年9月29日開催の取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式の売出しに関し、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発行価格（募集価格）	1株につき	535円
(2) 発行価格の総額		2,942,500,000円
(3) 払込金額	1株につき	512.68円
(4) 払込金額の総額		2,819,740,000円
(5) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額	1,409,870,000円
	増加する資本準備金の額	1,409,870,000円
(6) 申込期間	2025年10月7日(火)～2025年10月8日(水)	
(7) 払込期日	2025年10月14日(火)	

(注)引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売出株式数	825,000株
(2) 売出価格	1株につき 535円
(3) 売出価格の総額	441,375,000円
(4) 申込期間	2025年10月7日(火)～2025年10月8日(水)
(5) 受渡期日	2025年10月15日(水)

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 第三者割当による新株式発行

(1) 払込金額	1株につき	512.68円
(2) 払込金額の総額	(上限)	422,961,000円
(3) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額	(上限) 211,480,500円
	増加する資本準備金の額	(上限) 211,480,500円
(4) 申込期間(申込期日)		2025年11月11日(火)
(5) 払込期日		2025年11月12日(水)

<ご参考>

1. 発行価格(募集価格)及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2025年10月6日(月)	558円
(2) ディスカウント率		4.12%

2. シンジケートカバー取引期間

2025年10月9日(木)から2025年11月7日(金)まで

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限3,208,701,000円について、子会社への投融資を通じて①DX推進事業における設備投資資金及び運転資金、②DX不動産事業における運転資金に充当する予定です。今後の成長戦略に必要な資金を調達するとともに、財務基盤を強化することで事業活動のより一層の拡大を図ります。

各資金使途の詳細については次のとおりです。

① DX 推進事業における設備投資資金及び運転資金

当社の成長の柱である DX 推進事業内の顔認証 ID プラットフォーム事業は、足元でニーズが高まってきており、当社の主力事業の一つとなり、ユーザー利便性・利用価値を高め、競合優位性の高いポジションを確立していくことを目指しております。今後のサービス拡大、業容拡大に向け、システム・サービス開発投資を積極的に行うことを計画しており、設備投資資金として2026年3月期400,000,000円、2027年3月期600,000,000円を充当いたします。また、顔認証 ID プラットフォーム事業を支え、将来新たなビジネススキームを開発し、より一層伸長させるためには、優秀な人材の獲得と、広く営業活動を行っていくことが必要不可欠であり、人件費として2027年3月期200,000,000円を、広告宣伝費として2026年3月期120,000,000円、2027年3月期180,000,000円を充当いたします。

加えて、DX 推進事業のもう一つの主力事業であるクラウドインテグレーション事業は、人的資本が重要な領域であり、足許ではAIが事業の内容・あり方を変えつつあります。このような変革期・転換点においては、事業のAIトランスフォーメーションを実行できる優秀な人材やその人材が活躍できる基盤を整えることが重要であり、今後も積極的に採用・教育による人的資本強化を行うために、人件費として2026年3月期140,000,000円、2027年3月期160,000,000円を、人材採用費として2026年3月期110,000,000円、2027年3月期110,000,000円、2028年3月期130,000,000円を充当いたします。

② DX 不動産事業における運転資金

当社は主力事業として、新築マンションの開発を行っており、機動的な資金活用により、顔認証導入マンションの開発を強化し、資産性の高い物件の供給と高い成長性の両立を目指すため、新築マンション開発費として2026年3月期1,000,000,000円、2027年3月期58,701,000円を充当いたします。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。